解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十八日

宮城県刈田郡七ヶ宿町字関一二六番地

財団法人七ヶ宿ダム自然休養公園管理財団

代表清算人　梅津　輝雄

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会決議及び福島県知事の認可により、平成二十四年九月十八日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十八日

福島県いわき市常磐湯本町三函一九一番地

医療法人社団公洋会

清算人　舟田　紀子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月十八日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字大野二二二八番地一

社団法人大野保郷会

代表清算人　原　和男

配当公告

三重県多気郡多気町佐伯中五八三番地一、（開始決定時の住所）三重県多気郡多気町井内林八七〇番地

破産者　西村　孝夫

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十二年（フ）第四十号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四三、四八三、四二九円

一、配当することのできる金額

金一四、三〇四、三七五円

平成二十五年一月十八日

三重県津市丸之内養正町四―一　森永三重ビル二階

破産管財人　室木　徹亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道稚内市恵比須三丁目一番、最後の住所北海道稚内市富士見五丁目一一七九番地の一

被相続人　亡　三浦　敏視

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

事務所北海道稚内市大黒三丁目五番八号マキノ第3ビル三階稚内ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市八幡町一番地、最後の住所群馬県太田市八幡町一番一五号

被相続人　亡　金子　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

群馬県太田市東本町二八―三宮下ビル三階

相続財産管理人　弁護士　茂木　一博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市上戸田四丁目五番、最後の住所中国広東省中山市以下不詳

被相続人　亡　小口　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目三番一九号　新高砂ビル三階　浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉岡　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市中二丁目七六七番地、最後の住所東京都北区赤羽一丁目四一番一四―三〇二号富士マンション

被相続人　亡　金子　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

事務所東京都千代田区麹町三―一二―五近代ビル七階横松総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横松　昌典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県茅ヶ崎市浜之郷二四一番地八、最後の住所東京都中野区中央四丁目五〇番一二号

被相続人　亡　髙梨　國興

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石神恒太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県南足柄市関本一一七番地五、最後の住所神奈川県小田原市下堀一四五番地の三

被相続人　亡　髙島　剛太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

神奈川県小田原市本町二丁目二番一六号陽輪台小田原二階二〇九号室

相続財産管理人　弁護士　三川真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市東野町神上一二九番地、最後の住所長野県上伊那郡南箕輪村六二七八番地三

被相続人　亡　有川　勲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

長野県伊那市西野四八六四番地一階　ひなた法律事務所

相続財産管理人　弁護士　太田　明良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県高山市上宝町長倉八二九番地、最後の住所岐阜県郡上市大和町島二三四七番地六

被相続人　亡　和仁多津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

事務所岐阜県高山市桐生町四丁目四三二番地

相続財産管理人　弁護士　阪下　六代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県本巣市郡府七九番地一四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　江口　益博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

事務所岐阜市美江寺町二―一蚕糸会館四階

相続財産管理人　弁護士　所　寿弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市薗ヶ谷九〇番地、最後の住所静岡県掛川市薗ヶ谷九〇番地の四

被相続人　亡　大村　虎男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月十八日

静岡県浜松市中区野口町二一七番地の四オフィス野口2B　浜松綜合法律事務所

相続財産管理人　伊藤　祐尚

第５期決算公告

平成25年1月18日

埼玉県所沢市小手指町一丁目1番地4

P・R保険パートナーズ株式会社

代表取締役　小坂　雅俊

貸借対照表の要旨

（平成24年9月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	131
	固定資産	2
	合計	133
負債及び純資産の部	流動負債	54
	株主資本	79
	資本金	30
	利益剰余金	49
	繰越利益剰余金（うち当期純利益）	49（29）
	合計	133